

企業・事業所の備蓄物資等について 購入費用の一部を助成します

- 地震に備えて・・・
3日分（お客様の分も含めて）備蓄しましょう！
- 地震が発生したら・・・
まずは身の安全を図り、あわてて外に飛び出さない・
落ち着いて状況確認しその場にとどまる（直ぐに移動を開始しない）

★ 目的

- ・地域防災体制の整備拡充を図るため、千代田区内の事業者が災害時に必要となる物資を備蓄し資材を確保するための購入費用の一部を助成しています。

★ 対象となる事業者

区内で事業を営む事業者（※）で、次の条件のすべてを満たすものとします。

①従業員数がおおむね**5人以上300人未満**であること。

区内以外にも事業所を有する場合、区外の従業員も従業員数に含みます。
また、正社員に準じた労働形態で勤務しているパート等の従業員も含みます。
ただし、助成の対象となる従業員は、区内に勤務する従業員数のみです。

※対象となる事業所の例

従業員数・・・本社：千代田区 100 名＋支社：中央区 50 名＝150 名

助成対象従業員・・・本社：千代田区 100 名

（支社：中央区 50 名は助成対象となりません）

※対象外となる事業所の例

従業員数・・・本社：千代田区 100 名＋支社：中央区 200 名＝300 名

②最近1年間に納付すべき**法人事業税及び法人住民税の滞納がない**こと。

③**過去3年間にこの助成金を受けていない**こと。

※…事業者とは、企業その他、学校法人、医療法人、特定非営利法人、個人事業者

また、同一の法人であって区内に複数の事業所又は営業所等を有するものについては、町会の区域毎に申請が可能です。

（当該事業所の物資のみ対象とします。）



★ 助成額等

町会区分	助成率	助成金
・町会長の推薦がある事業所	3分の2	10万円まで
・上記以外の事業所	3分の1	10万円まで

★あらかじめご相談ください。
★購入後の申請は認められません。

★ 提出書類

【申請時（物資購入前の提出書類）】（※購入後の申請は認められません）

- ① 助成金交付申請書兼誓約書（1号様式）
- ② 災害時備蓄物資等購入計画（実績）書（2号様式）
- ③ 購入する物資が特定できる書類（カタログなど）
※保存水、保存食料は保存期間が記載されているもの
- ④ 都税事務所等が発行する法人事業税及び法人住民税の納税証明書
※申請時点で最新のものを提出してください。納税証明書については写しも可能です。

【実績報告時（物資購入完了後の提出書類）】

- ① 実績報告書（6号様式）
- ② 災害時備蓄物資等購入計画（実績）書（2号様式）
- ③ 領収書（写しも可）
※インターネット等で購入する場合においても、領収書の提出が必要となります。
- ④ 領収書の内訳が判る書類（納品書、請求書等）
- ⑤ 備蓄物資の納品時の写真

【請求時】

- ① 助成金交付請求書（5号様式）

【注】 必要な書類がないと助成金が受けられない可能性がありますのでご注意ください。

申請書等はダウンロードすることができますので、ご利用ください。
(<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bosai/shien/j-jose.html>)

★ 助成対象となる物資

- ・ 保存水（保存期間が5年以上のもの）
- ・ 保存食料（保存期間が3年以上のもの）
- ・ 毛布、アルミブランケット、寝袋 ・ 携帯トイレ ・ ヘルメット
- ・ 携帯ラジオ ・ 懐中電灯、ランタン

★ 注意事項

- 申請は必ず備蓄物資等の購入前にご相談ください。（購入後の申請は認められません。）
- 申請する備蓄物資等の内容によっては、助成金の交付を認められない場合があります。
- 本補助事業は年度単位で助成を行っております。当該年度にご申請をいただいた場合、必ずその年度内に実績報告をしていただきますので、余裕を持ったスケジュールで申請をお願いいたします。
- 申請要領等は、区ホームページでも公表しています。

【問合せ先】

千代田区 政策経営部 災害対策・危機管理課
電話 5211-4187
Fax 3264-1673

作成日 平成29年4月